

「県民防災デー（防災点検の日）」の制定について

1 趣 旨

- 東日本大震災から間もなく13年を迎える中、今般の「令和6年能登半島地震」をはじめ、全国各地で毎年大きな自然災害が発生しており、本県でも、いつ大規模な災害に見舞われるかわからない状況にある。
- このため、本県の防災対策に大きな教訓を与えた東日本大震災を風化させることなく、県全体の防災に対する意識をより一層高め、県民一人ひとりが防災について考える（自助）とともに、地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」の仕組みを確認し、避難や備蓄など具体の行動に繋がられるよう、『県民防災デー（防災点検の日）』を定める。

2 期 日

- 東日本大震災が発生した3月11日を「県民防災デー（防災点検の日）」とする。
※ 令和6年1月31日施行

3 「県民防災デー（防災点検の日）」における取組み

- 制定の趣旨に基づき、市町村、学校、関係機関等と連携して取組みを展開していく。

【主な取組み】

①防災に関する意識啓発

- ・「県民防災デー（防災点検の日）」の周知をはじめ、防災意識の向上に資するよう、啓発活動を実施

②「県民防災チェックシート（仮）」の作成・配布

- ・災害の種別（地震、津波、土砂災害）及び主体（個人・家族、団体（自治会、自主防災組織）、企業、行政）ごとに、防災への備え等を確認できるよう、「県民防災チェックシート（仮）」の作成・配布

（チェック項目例）

個人：避難所・避難ルート、備蓄品（品目、消費期限等）、家族の連絡先・安否確認方法 など

団体：避難所・避難ルート、地域内の危険個所、避難行動要支援者の避難体制
避難所運営時の役割分担 など

- 「県民防災デー（防災点検の日）」の取組みは、毎年内容を充実しながら、県民運動となるよう取り組んでいく。

以上

「県民防災デー（防災点検の日）」を定める要綱

（趣旨）

第1条 本県に大きな教訓を与えた東日本大震災を風化させることなく、今後の地震や津波、豪雨などの様々な災害に備えるため、県全体の防災に対する意識をより一層高め、県民一人ひとりが防災について考える（自助）とともに、地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」の仕組みを確認し、避難や備蓄など具体の行動に繋がられるよう、ここに「県民防災デー（防災点検の日）」を定める。

（県民防災デー（防災点検の日））

第2条 「県民防災デー（防災点検の日）」は、毎年3月11日とする。

（県の取組み）

第3条 県は、市町村や学校、防災に関係する機関及び団体、県民等との連携・協力の下、「県民防災デー（防災点検の日）」の趣旨に沿い、県全体の防災に対する意識をより一層高め、災害に備えるための様々な取組みを行うものとする。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、「県民防災デー（防災点検の日）」に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

この要綱は、令和6年1月31日から施行する。